

# 木造住宅耐震補強事業費補助金交付事業の 希望者募集

伊賀市では、地震に強いまちづくりの一環として、地震時に、倒壊の危険性が高い木造住宅の耐震補強を促進することにより、住宅の倒壊を未然に防止し、被害の軽減を図り市民が安全に安心して暮らせるように、木造住宅耐震補強事業費補助金交付事業の希望者を募集します。

**【対象地域】** 防災上必要な区域で、住宅の戸数が1 ha 当たり 10 戸以上の建て込んだ区域または指定された避難路沿い

**【対象住宅】** 木造住宅（在来軸組工法）

**【対象者】** 次のいずれかに該当する所有者  
ア、公営住宅法による収入が高額でない世帯

収入基準が月額 397,000 円（所得等控除後）以下で、市税に滞納のないこと。（収入は、同居者全ての合計）

イ、高齢者（60 歳以上）のみの世帯で、市税に滞納のないこと。

**【対象工事】**

耐震診断の結果「倒壊または大破壊の危険性が高い住宅」総合評点が 0.7 未満と診断された旧基準木造住宅について、「一応安全といえる住宅」総合評点を 1.0 以上に耐震補強工事を対象とします。

**【耐震補強事業費補助額】**

1 棟当たり当該事業に要する経費（設計費を含む）の 2 分の 3 と 60 万円を比較して、いずれか少ない額を補助します。併わせて、工事完了後の総合評点の判定に要する経費と 1 万円を比較して、いずれか少ない額を補助します。

**【事業戸数】** 10 戸

応募者多数の場合は、抽選（平成 18 年 6 月 20 日午前 10 時予定）により決定します。

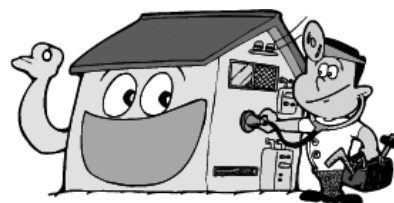
**【申込期間】** 平成 18 年 6 月 1 日（木）～ 15 日（木）（土・日曜日を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※郵送の場合は、6 月 15 日必着

**【申し込み・問い合わせ】** 〒 518-8501 伊賀市上野丸之内 116 番地

伊賀市建設部建築課 ☎ 22-9830 ✉ kenchiku@city.iga.lg.jp

※各支所産業建設課でも受け付けます。



## 伊賀市職員（看護師）を募集

平成 18 年 7 月 1 日採用の伊賀市職員（看護師）を次のとおり募集します。

**【募集人数】** 5 人程度

**【免許等】** 看護師（婦・士）免許を取得の人

**【年齢】** 昭和 42 年 4 月 2 日以降に生まれた人

**【受験資格】**

◆次のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人  
ア. 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）  
イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ. 伊賀市・旧市町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人 など

(2) 永住者または特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使または公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。



**【試験日時・会場】** ※作文および面接試験

日時 平成 18 年 6 月 4 日（日）午前 9 時～

会場 上野総合市民病院

**【提出書類】**

職員採用試験受験申込書・免許の写し・住民票の写し、または外国人登録原票記載事項証明書

**【受付期間】** 5 月 26 日（金）まで（土・日・祝日を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時の間に所定の申込用紙でお申し込みください。郵送による申し込みは必ず書留郵便とし、5 月 26 日（金）までの消印のあるものが有効です。

**【その他】**

給与および勤務条件は伊賀市の条例・規則に定めるところによります。休日勤務、夜間勤務を伴う交代制勤務です。

**【申し込み・問い合わせ】**

〒 518-8501 伊賀市上野丸之内 116 番地

伊賀市総務部職員課 ☎ 22-9605 または

〒 518-0823 伊賀市四十九町 831 番地

伊賀市立上野総合市民病院事務部庶務課

☎ 24-1111 ※申込用紙は伊賀市ホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp/>）からダウンロードできます。

# 個人住民税(市・県民税)改正について

地方税法の改正により、平成 18 年度から市・県民税の計算方法等が大幅に変更となります。主な改正内容は次のとおりです。

## ■ 老年者控除の廃止

所得者本人が 65 歳以上（昭和 16 年 1 月 1 日以前生まれ）で合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に適用されていた老年者控除が廃止されました。【改正前 控除額 48 万円】 ⇒ 【改正後 控除額 0 円】

## ■ 公的年金等控除額の見直し

公的年金等控除額の見直しにより、65 歳以上の方について公的年金等収入から所得を求める際の計算方法が以下のように改正されました。なお、65 歳未満の方（昭和 16 年 1 月 2 日以降生まれ）についての変更はありません。

## ■ 老年者非課税措置の廃止

【改正前】

年金収入金額 (A)	所得金額
260 万円未満	(A) - 140 万円
260 万円～460 万円未満	(A) × 75% - 75 万円
460 万円～820 万円未満	(A) × 85% - 121 万円
820 万円以上	(A) × 95% - 203 万円



【改正後】

年金収入金額 (A)	所得金額
330 万円未満	(A) - 120 万円
330 万円～410 万円未満	(A) × 75% - 37.5 万円
410 万円～770 万円未満	(A) × 85% - 78.5 万円
770 万円以上	(A) × 95% - 155.5 万円

老年者（65 歳以上）で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方に適用されていた非課税措置が平成 17 年度をもって廃止され、平成 18 年度から課税されます。

ただし、平成 17 年 1 月 1 日現在 65 歳以上の方（昭和 15 年 1 月 2 日以前生まれ）で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の場合は、平成 18 年度と平成 19 年度の市・県民税について税額を減額する経過措置が設けられています。

## ■ 定率控除額（定率減税）の縮小

【経過措置】

年度	市民税		県民税	
	均等割	所得割	均等割	所得割
平成 18 年度	1,000 円	算出所得割の 1/3 課税	300 円	算出所得割の 1/3 課税
平成 19 年度	2,000 円	算出所得割の 2/3 課税	600 円	算出所得割の 2/3 課税

平成 11 年度から導入されてきた定率減税が引き下げられました。

【改正前 15%（上限 4 万円）】 ⇒ 【改正後 7.5%（上限 2 万円）】

## ■ 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止

夫婦ともに市内に居住し、夫が均等割の納税義務を負っている場合、その妻は均等割が課税されませんでした。この措置が平成 17 年度課税分から廃止されました。

ただし、平成 17 年度は経過措置としてこの均等割は 2 分の 1 の額 2,000 円で課税されていましたが、経過措置の終了により平成 18 年度分以降からは、4,000 円で課税されることとなります。



以上が主な改正点ですが、特に「老年者控除の廃止」、「公的年金等控除額の見直し」、「老年者非課税措置の廃止」については、65 歳以上の高齢の方に関係する改正となっており、この改正により、昨年までは市・県民税が非課税であった方でも平成 18 年度からは課税となる場合があります。また、従来から課税されている方でも、前年度と比べて税額が増額となる場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】 本庁税務課市民税係 ☎ 22-9613